第十九条　この規則の施行の際現に廃棄物管理事業者であって、設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十一条の十八第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第五十一条の十八第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、平成二十六年三月十七日までに第五号新規制法第五十一条の十八第一項に規定する保安規定の変更の認可（新廃棄物管理事業規則第三十四条第一項第十七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2　前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新廃棄物管理事業規則第二十六条、第三十三条の二及び第三十四条第一項第十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○原子力規制委員会規則第十七号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十四条第三号の規定に基づき、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月六日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　安全機能を有する施設（第二条―第二十一条）
第三章　重大事故等対処施設（第二十二条―第三十五条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号。以下「加工規則」という。）において使用する用語の例による。

2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「設計基準事故」とは、加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。

二　「安全機能」とは、加工施設の通常時又は設計基準事故時において、加工施設の安全性を確保するために必要な機能をいう。

三　「安全機能を有する施設」とは、加工施設のうち、安全機能を有するものをいう。

四　「安全上重要な施設」とは、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章及び次章において「工場等」という。）外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。

五　「重大事故等対処施設」とは、プルトニウムを取り扱う加工施設において重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。以下同じ。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するための機能を有する施設をいう。

六　「重大事故等対処設備」とは、プルトニウムを取り扱う加工施設において重大事故等に対処するための機能を有する設備をいう。

七　「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因（二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。以下同じ。）又は従属要因（単一の原因によって確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。）によって同時にその機能が損なわれないことをいう。

第二章　安全機能を有する施設

（核燃料物質の臨界防止）

第二条　安全機能を有する施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。

2　臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。

（遮蔽等）

第三条　安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。

2　安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

一　管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとすること。

二　放射線業務従事者が設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること。

（閉じ込めの機能）

第四条　安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。

（火災等による損傷の防止）

第五条　安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有する施設に属するものに限る。）及び早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

2　消火設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。

（安全機能を有する施設の地盤）

第六条　安全機能を有する施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

2　耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3　耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

（地震による損傷の防止）

第七条　安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2　前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3　耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

4　耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（津波による損傷の防止）

第八条　安全機能を有する施設は、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。